

第62回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

次 第

令和3年9月9日（木）18時45分から
都庁第一本庁舎 7階特別会議室（庁議室）

- 1 開会
- 2 状況報告・各局発言
- 3 本部長発言・指示
- 4 閉会

新型コロナウイルス感染症に関する対応

1. 現在の状況

○ 主な国・地域ごとの発生状況(厚生労働省発表 9月8日15時時点)

国・地域	感染者数	死亡者数
米 国	40,280,001	650,511
イ ン ド	33,058,843	441,042
ブ ラ ジ ル	20,914,237	584,108
英 国	7,089,051	133,808
ロ シ ア	6,946,922	185,447
フ ラ ン ス	6,938,866	115,680
ト ル コ	6,542,624	58,651
ア ルゼンチン	5,211,801	112,851
イ ラ ン	5,184,124	111,892
コ ロ ン ビ ア	4,921,410	125,378
そ の 他	84,802,979	2,066,389
合 計	221,890,858	4,585,757

※194の国・地域で確認されている。

○国内の発生状況(厚生労働省発表9月7日24時時点)

都 道 府 県	感染者数	死亡者数
東 京	359,192	2,577
大 阪	183,278	2,838
神 奈 川	157,878	1,143
埼 玉	107,280	911
千 葉	93,236	896
愛 知	93,177	1,055
兵 庫	70,092	1,349
福 岡	69,677	576
北 海 道	58,425	1,460
沖 縄	45,757	267
そ の 他	349,021	3,357
合 計	1,587,013	16,429

※チャーター便帰国者15名、空港検疫3,966名、クルーズ船乗員・乗客712名を除く。

○都の発生状況(9月8日18時15分時点)新型コロナウイルス感染症対策サイト

陽性者数(累計)	361,026人
入院	4,008人
軽症・中等症	3,756人
重症	252人
宿泊療養	1,791人
自宅療養	12,486人
入院・療養等調整中	3,602人
死亡	2,594人
退院等(療養期間経過を含む)	336,545人

陽性者数の内訳

- ・海外からの旅行者 3名(中国在住)
- ・都内在住者等 361,023名

(注)

- ・チャーター機帰国者、クルーズ船乗客等は含まれていない
- ・「重症」は、人工呼吸器管理(ECMOを含む)が必要な患者数を計上
- ・退院者数の把握には一定の期間を要しており、確認次第数値を更新している

○ 直近の国の動き

- 6月10日 第68回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 6月16日 第4回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 6月17日 第69回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月 8日 第70回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 7月30日 第71回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月 5日 第72回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月12日 第5回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 8月17日 第73回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月24日 第74回新型コロナウイルス感染症対策本部会議(持ち回り)
- 8月25日 第75回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定
- 8月27日 第6回新型コロナウイルス感染症対策分科会(持ち回り)
- 9月 3日 第7回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 8日 第8回新型コロナウイルス感染症対策分科会
- 9月 9日 第76回新型コロナウイルス感染症対策本部会議
新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針改定

○ 直近の都の動き

- 1月 4日 第46回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 1月 7日 第47回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 2日 第48回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月 5日 第49回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 2月18日 第50回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月 5日 第51回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月18日 第52回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 3月24日 第53回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月 9日 第54回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 4月23日 第55回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月 7日 第56回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 5月28日 第57回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月18日 第58回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 6月29日 新型コロナウイルス感染症に係る東京都危機管理対策会議
- 7月 8日 第59回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 7月30日 第60回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- 8月17日 第61回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議

2 直近の都の対応

- ・都内23区及び多摩地域の各市町村内の酒類の提供を行う飲食店及びカラオケ店を対象に
朝5時から夜10時までの営業時間短縮の要請(12月18日から1月11日まで)
- ・1都3県知事による内閣府特命担当大臣あての緊急要望を実施(1月2日)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請及び施設の使用制限、令和3年1月8日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(催物の開催制限、令和3年1月12日零時から2月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年2月8日零時から3月7日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年3月8日零時から3月21日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月12日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年4月25日零時から5月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年5月12日零時から5月31日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月1日零時から6月20日まで)
- ・東京都まん延防止等重点措置の実施
(措置区域を対象に外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年6月21日零時から7月11日まで)
- ・東京都緊急事態措置の実施(外出自粛要請、施設の使用制限等、令和3年7月12日零時から8月22日まで)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年8月31日まで延長)
- ・東京都緊急事態措置の延長(外出自粛要請、施設の使用制限等、上記の期間を令和3年9月12日まで延長)

新型コロナウイルス感染症への各局の対応

○直近の各局の主な対応(7月～)

【政策企画局】

- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（7月21日）
- ・ 1都3県でテレビ会議実施、共同メッセージ発出（8月3日）

【都民安全推進本部】

- ・ 繁華街を訪れている若者に対し外出自粛への協力を呼びかけ

【総務局】

- ・ 繁華街を訪れている都民に対し外出自粛への協力等の呼びかけの実施
- ・ 車両を活用した広報活動を実施【環境局・建設局・水道局・下水道局・港湾局・主税局・都市整備局】
- ・ 路上や公園での飲酒への注意喚起等の呼びかけを実施
- ・ コロナ対策リーダーの研修を修了している店舗及び「感染防止徹底点検済証」を発行している施設を地図表示
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
(まん延防止等重点措置期間（6月21日～）、7月11日時点の件数、要請：131店舗・命令：6店舗)
- ・ 「徹底点検TOKYOサポート」点検済飲食店等のコロナ対策リーダー等へのワクチン接種（6月25日～）
- ・ 飲食店等に対する施設の使用制限(営業時間短縮)等についての要請・命令
(緊急事態措置期間（7月12日～）、9月9日時点の件数、要請：1,289店舗、命令：31店舗)

【デジタルサービス局】

- ・ 新型コロナウイルス感染症対策に関して、TOKYOサポートポータルの公開や若者へのオンラインアンケート調査など各局のデジタル技術の導入・活用を支援

【主税局】

- ・新型コロナウイルス感染症の発生に伴い財産に相当の損失を受け、著しく納税資力が低下している納税者等に対する徴収猶予の適用について迅速かつ柔軟に対応
- ・納税者の外出抑制、金融機関等の三密防止に資する「スマートフォン決済アプリによる都税の納付」を令和2年6月1日より開始、令和3年5月6日より対象アプリを拡大
- ・感染症拡大防止策として、各都税事務所等の庁舎入り口に自動検温装置を設置
- ・34都税事務所等の全窓口の混雑状況配信サービスを開始
- ・納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の土地の課税標準額を令和2年度の課税標準額に据え置く措置を実施

【生活文化局】

- ・広報東京都7月号で、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、相談窓口、感染防止対策について掲載
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、7月12日以降の緊急事態措置を「やさしい日本語」を含む16言語で発信
- ・東京都つながり創生財団と連携し、東京都多文化共生ポータルサイト及びSNS（Twitter）にて、モニタリング会議の英語版資料（福祉保健局作成）を紹介
- ・広報東京都8月号で、ワクチンに関する専門家の意見、相談窓口、感染症に対応した支援、ワクチンの接種、感染防止対策について掲載
- ・新聞一般紙6紙及びスポーツ紙3紙に「STAY HOME」を呼びかける広告を順次掲載（7月29日～8月1日）
- ・東京都つながり創生財団と連携し、都内外国人向けに、「STAY HOME」を呼びかけるチラシを「やさしい日本語」を含む16言語で作成・配布
- ・新型コロナウイルス感染症対策（ワクチン）に関する意識調査実施（7月15日～19日）
- ・広報東京都9月号で、緊急事態宣言発令中の呼びかけ、感染防止対策、感染症に対応した支援、感染症に関する情報（ワクチンの接種）、相談窓口について掲載
- ・東京都公式Twitterアカウント等で、ターゲットに応じたワクチンに関する情報等について、マンガを通じた展開を開始（9月3日～）
- ・新聞一般紙6紙にパラマソンの自宅での観戦を呼びかける広告を掲載（9月4日）
- ・私立学校の児童生徒等の感染が確認された際に、当該感染者と接触があった児童生徒等のPCR検査を速やかに実施できる体制を整備

【都市整備局】

- ・春のダイヤ改正で終電を繰り上げない鉄道事業者等に対し、繰り上げの継続を要請
- ・まちづくり団体等に対し、大規模施設の夜間照明等について、防犯対策上、必要なものを除き、20時以降の消灯についてお願い
- ・屋外広告物関係団体等に対し、デジタルサイネージなど屋外広告物の20時以降の消灯についてお願い

【住宅政策本部】

- ・新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、生活に困窮する都民への居住支援の充実を図るため、令和3年1月以降、都営住宅の毎月募集において対象世帯と募集戸数を拡大した。また、随時募集において新たな団地を追加（累計1,040戸。うち、令和3年7月～9月の毎月募集の募集戸数及び随時募集の追加戸数合計400戸）

【病院経営本部】

- ・都立・公社病院のうち、8病院に「コロナ後遺症相談窓口」を設置（3月30日以降順次設置）
- ・区市町村や地区医師会等の要請に応じ、都立・公社病院からワクチン接種会場に医療従事者を派遣（8月31日時点 延1,658人）
- ・多摩総合医療センターに、ワクチンの大規模接種会場を開設（7月26日～）
- ・「酸素・医療提供ステーション（救急型）」の運用を開始（8月14日～）
- ・「酸素・医療提供ステーション（病院型）」を4病院に設置（8月21日以降順次設置）

【産業労働局】

- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金（4・5・6月分）」の申請受付開始（7月1日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（6月）を公表（7月2日）
- ・コロナ禍の影響を受けた非正規雇用者のための「短期間・短時間委託訓練」の開始について公表（7月5日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/22実施分）」について公表（7月8日）
- ・「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金（7/12～8/22実施分）」について公表（7月8日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（7/12～8/22実施分）」の早期支給分の申請受付を開始（7月19日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（4/12～5/11実施分）」の申請受付期間延長について公表（7月26日）
- ・「休業要請を行う大規模施設に対する協力金（4/25～5/11実施分）」及び「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（4/25～5/11実施分）」の申請受付期間延長について公表（7月26日）
- ・「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金（5/12～5/31実施分及び6/1～6/20実施分）」の申請受付開始（7月26日）
- ・都と経済団体が連携したワクチン接種予約受付の開始について公表（7月26日）
- ・新型コロナウイルス感染症対策にかかる知事と経済団体との意見交換を実施（7月28日）（東京商工会議所）
- ・「休業要請等を行う大規模施設に対する協力金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金（5/12～5/31実施分）」の申請受付開始（8月2日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（7月）を公表（8月6日）

【産業労働局】

- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（6/21～7/11実施分）」の申請受付開始（8月17日）
- ・「休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金」の対象施設の追加について公表（8月17日）
- ・「東京都中小企業者等月次支援給付金（7・8月分）」の申請受付開始（9月1日）
- ・テレワーク実施率の調査結果（8月）を公表（9月3日）

【中央卸売市場】

- ・市場の一般見学等の中止期間を延長
- ・市場業者の使用料及び光熱水費（電気料金、水道料金など）の支払いを猶予（R3. 9支払い分まで）

【交通局】

- ・「自衛隊東京大規模接種センター」の開設に伴い、都バスによる東京駅発着の無料シャトルバスの運行支援、都営地下鉄大手町駅におけるコンシェルジュの配置やポスターを活用した案内を実施

【水道局】

- ・水道料金・下水道料金の支払猶予の受付期間を令和3年9月30日まで延長

【下水道局】

- ・下水中に含まれる新型コロナウイルスの調査として、大学の学生寮等から排出される下水を採取し、検査機関で分析を実施

【教育庁】

- ・都立学校における、緊急事態宣言に伴い、飛沫感染の可能性の高い教育活動の中止及び夏季休業に向けた注意喚起等
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (7月8日)
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間延長に伴い、夏季休業期間中における注意喚起及び感染症対策の一層の徹底等
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (7月30日)
- ・都立学校における、緊急事態宣言の期間再延長に伴い、夏季休業明けについての教育活動の留意事項及び感染症対策の一層の徹底等
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (8月17日)
- ・都立学校における、夏季休業明けの教育活動実施に向けたデルタ株に対する感染症対策の取組の強化等
(区市町村には都の措置を参考に対策の徹底を再周知) (8月24日)
- ・都内全公立学校で児童・生徒及び教職員等の感染が判明した場合、学校において濃厚接触者相当の者を特定し、PCR検査を9月1日から実施
(区市町村立学校も対象) (8月27日)
- ・高校生が接種可能な会場を周知するとともに、ワクチンに関する正しい知識を身に付けられるよう、啓発用リーフレットを作成し、周知 (8月31日)
- ・都立学校における感染症対策の更なる徹底のため、デルタ株対応の感染症対策チェックリストを配布
(区市町村には都の感染症チェックリストを参考送付) (8月31日)
- ・都立学校における、新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合の学校の臨時休業や出席停止等の措置を整理 (9月1日)
(区市町村には都の措置を参考に周知)
- ・文部科学省から都内公立学校向けに抗原簡易キットが配布されることに伴い、各都立学校へ活用を依頼 (9月7日)

【東京消防庁】

- ・各種行事の中止や縮小を決定
- ・事業者の休業に伴う関係者に対する火災予防を注意喚起

新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等（案）

令和3年9月9日
東京都

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等（案）

（1）区 域

都内全域

（2）期 間

令和3年7月12日（月曜日）0時から9月30日（木曜日）24時まで

（3）措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

2. 都民向けの要請

- **日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛を要請**
(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請
- **特に、以下のことについて徹底することを要請** (法第45条第1項)
 - ・ **デルタ株に置き換わりが進み、急速に感染が拡大していることを踏まえ、混雑した場所等への外出を半減すること**
 - ・ **20時以降の不要不急の外出を自粛すること**
 - ・ **外出する必要がある場合にも、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動すること**
 - ・ **感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること**
 - ・ **不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動や、感染が拡大している地域への不要不急の移動を極力控えること**
 - ・ **路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を自粛すること**

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請①

施設の種類 <small>(施行令第11条)</small>	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） （飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。）	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	● 休業を要請（法第45条第2項） （酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。）
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。）	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 （宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
酒類又はカラオケ設備を提供する集会場等（第5号） （利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。）	結婚式場	

3. 事業者向けの要請等

(1) 飲食店及び飲食に関連する施設への要請②

施設の種類 <small>(施行令第11条)</small>	内 訳	要請内容
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） <small>（法第45条第2項）</small> ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない集会場等（第5号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間短縮を要請（5時から20時まで） <small>（法第45条第2項）</small> ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） ● 以下の事項について、協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「1.5時間以内」での開催 ・ 「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(2) イベント関連施設等への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
劇場等 (第4号)	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、 演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） （「3（6）イベントの開催制限」参照） ●営業時間短縮を要請 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） ○イベント開催以外の場合 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項）
集会場等 (第5号)	集会場、公会堂 等	<ul style="list-style-type: none"> ○映画館 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項） （1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～21時）の協力を依頼
展示場 (第6号)	展示場、貸会議室、文化会館、 多目的ホール 等	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 （法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
ホテル等 (第8号)	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の 自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(3) イベントを開催する場合がある施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
運動施設 (第9号)	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	<ul style="list-style-type: none"> ●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項）（「3（6）イベントの開催制限」参照） ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ○イベント開催以外の場合 （1,000㎡超の施設） 営業時間短縮（5時～20時）を要請（法第24条第9項） （1,000㎡以下の施設） 営業時間短縮（5時～20時）の協力を依頼 ○イベント開催の場合 営業時間短縮（5時～21時）を要請（法第24条第9項）
遊技場 (第9号)	テーマパーク、遊園地	<ul style="list-style-type: none"> ●特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請（法第45条第2項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）
博物館等 (第10号)	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	<ul style="list-style-type: none"> ●施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請（法第24条第9項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項） ●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）

3. 事業者向けの要請等

(4) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設への要請

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店等	<ul style="list-style-type: none"> ● 営業時間の短縮 (1,000㎡超の施設) 営業時間短縮(5時~20時)を要請(法第24条第9項) (生活必需物資を除く。) (1,000㎡以下の施設) 営業時間短縮(5時~20時)の協力を依頼 (生活必需物資を除く。)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター等	<ul style="list-style-type: none"> ● 特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請 (法第45条第2項) ・ 従業員に対する検査の勧奨 ・ 入場をする者の整理等 ・ 発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業を行う場所の消毒 ・ 入場をする者に対するマスク着用周知 ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む) ・ 施設の換気 ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	<ul style="list-style-type: none"> ● 百貨店の地下の食料品売り場等に対し、特措法施行令第12条に規定される各措置の実施を要請(法第24条第9項)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業等	<ul style="list-style-type: none"> ● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛を要請(法第24条第9項) ● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項) ● 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(5) その他の施設

施設の種類 (施行令第11条)	内 訳	要請内容
学校 (第1号)	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 ・感染リスクの高い活動等の制限 ・遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等
保育所等 (第2号)	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等 (第3号)	大学等	
集会場等 (第5号)	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
博物館等 (第10号)	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設 (第11号)	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 ・入場整理の実施 ・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛 ・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと
商業施設 (第12号)	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	
学習塾等 (第13号)	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

3. 事業者向けの要請等

(6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）**に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

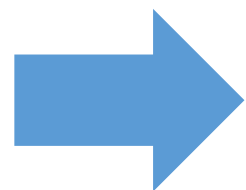
- **営業時間短縮**を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守等**を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- **接触確認アプリ（COCOA）**の利用奨励を要請（法第24条第9項）

(7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの**早期終業・帰宅**を要請（法第24条第9項）

営業時間短縮等への協力金

- 飲食店等に対する協力金
- 大規模施設等に対する協力金



9月30日まで延長

飲食店等に対する協力金の早期支給

9月1日から30日までの要請期間のうち、前半15日分の協力金について、要請期間の終了を待たずに早期に支給

○ 支給額 一店舗当たり 60万円【15日分】

※詳細は追って公表

感染症法第16条の2に基づく協力要請①

(1) 入院重点医療機関等の病床確保(回答率100%)

【要請内容】最大確保病床6,406床を、すぐに稼働できる「確保病床」にするよう要請

区分	8月23日要請時	
	確保病床	最大確保病床
病床数	5,967	6,406
うち重症	392	392
回復期支援病床	1,500	—

9月9日	9月30日
6,583	6,651
503	503
1,785	1,785

感染症法第16条の2に基づく協力要請②

(2) 都が要請した施設の運営、人材派遣、ワクチン接種等への協力

●入院重点医療機関等以外の病院(9月9日現在 回答率90%)

都が要請した施設の運営	18施設
都が要請した施設への人材派遣	105施設

●医師・看護師養成機関(9月9日現在 回答率79%)

都が要請した施設への人材派遣	20施設
区市町村のワクチン接種	51施設

【都が要請した施設】

医療機関、臨時の医療施設、宿泊療養施設、入院待機ステーション、酸素ステーション等

学校の対応

- ✓ シルバーウィークは、都立高校は**全面オンライン**を活用した教育活動を実施
- ✓ **PCR検査を実施できる体制を整備（9月1日から）**
また、抗原簡易キットも活用
- ✓ 体調不良の場合、登校を控え、医療機関を受診
- ✓ 子ども及び保護者向けに
デルタ株対策のチェックリストを作成

緊急事態措置の延長に係る補正予算（専決処分）

飲食店等に対する協力金の支給などの対策を迅速に実施するため、**補正予算を編成**

予算規模 2,171 億円

緊急事態措置の延長に係る補正予算について

- 緊急事態措置の延長に伴い、感染拡大防止協力金等を支給します。
- このため、補正予算を編成し、地方自治法第179条第1項の規定に基づき本日9月9日に専決処分を行います。

【補正予算の規模】

区 分	今 回 補 正	既 定 予 算	計
	億円	億円	億円
一 般 会 計	2, 171	10兆2, 273	10兆4, 444

【補正予算の財源】

区 分	歳 出	財 政 調 整 金	
		国 庫 支 出 金	財 政 調 整 金 繰 入 金
	億円	億円	億円
一 般 会 計	2, 171	2, 150	22

(注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

【問合せ先】

財務局主計部財政課
電話 03-5388-2669

【補正事項】

○ 飲食店等に対する「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」の支給【産業労働局】 2, 039億円

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、都内の飲食店等に対して、緊急事態措置期間中の休業や営業時間の短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の店舗を対象として「営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金」を支給（9月13日から9月30日までの分）

（営業時間短縮等に係る協力金の申請に当たっては、感染防止のガイドライン遵守や感染防止徹底宣言ステッカーの掲示、コロナ対策リーダーの選任・登録等が必要）

○ 「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金」の支給【産業労働局】 132億円

都内の飲食店以外の大規模施設（建築物の床面積1,000㎡超）に対して、緊急事態措置期間中の営業時間短縮等を要請することに伴い、全面的に協力頂いた事業者の施設やテナントなどの事業所を対象として「営業時間短縮要請等を行う大規模施設に対する協力金」を支給（9月13日から9月30日までの分）

「第 62 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

令和 3 年 9 月 9 日(木) 18 時 45 分
都庁第一本庁舎 7 階特別会議室(庁議室)

【危機管理監】

それでは、第 62 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開始をいたします。
本日、実はモニタリング会議も 62 回ですね、唯一、今日がたぶん数字が重なる日なのだろうというふうに思います。余談ですが、すみません。

まず、状況報告につきまして、いつものように私からご説明をいたします。

次、主要な国地域ごとの発生状況になります。世界合わせまして、感染者数が 2 億 2,000 万人の方が感染をされ、456 万人の方が亡くなられている状況です。

次、国内の発生状況になります。約 159 万人の方が感染をされ、1 万 6,429 人の方が亡くなっております。

次、都の発生状況になります。これまで累計で、約 36 万人の方が感染をされています。このうち 33 万 6,500 名ぐらいの方が回復をされ、2,594 名の方が亡くなっているという状況です。その他については、表のとおりとなります。

次、本日、国の方で、第 76 回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開催をされ、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改定をされております。

直近の都の動きでは、都では、8 月 17 日に 61 回の対策本部会議を開催いたしました。

次、直近の都の対応です。現在、東京都緊急事態措置の延長、外出自粛の要請、施設の使用制限等を実施しているところです。9 月 12 日までです。

次、新型コロナウイルス感染症への各局の対応になります。

総務局の欄です。飲食店等に対する施設の使用制限、営業時間短縮等についての要請・命令を実施しています。9 月 9 日時点の件数、要請 1,289 店舗、命令については 31 店舗となっております。

次、生活文化局の欄です。

新型コロナウイルス感染症対策ワクチンに関する意識調査を、7 月 15 日から 19 日の間、実施をいたしました。

また、広報東京都 9 月号で、緊急事態宣言発令中の呼びかけ、感染防止対策、感染症に対応した支援等、相談窓口等について掲載をしております。

また、東京都の公式ツイッターアカウント等で、ワクチンに関する情報等について、マンガを通じた展開を開始いたしました。9 月 3 日からになります。

新聞一般 6 紙にパラマソンの自宅での感染を呼びかける広告を掲載、そして、私立学校

の児童生徒等の感染が確認をされた際に、PCR検査を速やかに実施できる体制を整備いたしました。

次、病院経営本部になります。8月21日以降順次設置となりますが、「酸素・医療提供ステーション（病院型）」を4病院に設置をいたします。

次、産業労働局の続きのところになります。

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金、6月21日から7月11日実施分の申請受付を開始いたしました。

また、休業の協力依頼を行う中小企業等に対する支援金、この対象施設の追加についても8月17日に公表をしております。

月次支援給付金7月・8月分の申請受付を開始し、テレワーク実施率の調査結果8月分を9月3日に公表しております。

次、教育庁になります。

都立学校におきます、夏季休業明けについての教育活動の留意事項及び感染症対策の一層の徹底、そしてデルタ株に対する感染症対策の取り組みの強化、また、児童生徒及び教職員の感染が判明した場合、PCR検査を9月1日から実施をできるようにしております。

高校生が接種可能な会場を周知するとともに、啓発用リーフレットの作成、デルタ株対応の感染症対策チェックリストを配布しております。

また、都立学校において、感染者が発生した場合の学校の臨時休業や出席停止等の措置を整理いたしました。

また、文部科学省から抗原簡易キットが配布されることに伴いまして、各都立学校へ活用を依頼しております。

次、続きまして各局から報告をいただきたいと思えます。

まず、東京都におけます緊急事態措置等案につきまして、総務局長からお願いいたします。

【総務局長】

はい。それでは、都における緊急事態措置等案につきまして、ご説明をいたします。

先ほど政府対策本部が開かれ、東京都に対して発出されている緊急事態宣言を9月30日まで延長することが決定をされました。

これを受けて、都としての緊急事態措置等案を説明いたします。

緊急事態措置等の対象となる区域は都内全域、期間は9月30日の24時までとなります。

実施内容です。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流抑制等を軸に都民及び事業者に向けた要請等を行います。

まず、都民向けの要請です。引き続き、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請いたします。

次に、事業者向けの要請等でございます。

酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等に対し、酒類及びカラオケ設備を提供、並びに

利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除き、休業を要請いたします。酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店等に対しましては、20 時までの営業時間短縮を要請します。

イベント関連施設等及び運動施設・博物館などのイベントを開催する場合がある施設に対しましては、規模要件等に沿った施設の使用を要請するとともに、営業時間の短縮を要請いたします。

百貨店などの商業施設や遊技場など、参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設に対しましては、営業時間の短縮を要請をいたします。

その他の施設等への要請でございますが、入場整理の実施の協力をはじめ、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請をいたします。

イベントの開催制限についてです。イベントの主催者等に対し、規模要件等に沿った、すなわち収容定員の半分かつ 5,000 人までの人数上限でのイベントの開催を要請します。また、5 時から 21 時までの営業時間の短縮や、業種別ガイドラインの遵守等の要請を行います。

最後に、職場への出勤等です。

職場への出勤につきましては、テレワークの活用、休暇取得の促進等により、出勤者数の 7 割削減を目指すことを要請をいたします。

また、事業の継続に必要な場合を除き、従業員の 20 時までの早期終業・帰宅を要請をいたします。

なお、本日開催をいたしました感染症対策審議会におきまして、都の緊急事態措置等案につきましましては、「妥当」とのご意見を頂戴をしております。

説明は以上であります。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、営業時間短縮等への協力金につきまして、産業労働局長からお願いいたします。

【産業労働局長】

それでは、当局から協力金についてご報告させていただきます。

今回の緊急事態宣言の延長に伴いまして、飲食店や大規模集客施設などの営業時間短縮等に対する協力金について、支給対象期間を 9 月 30 日まで延長いたします。

なお、飲食店に対する協力金につきましては、1 店舗当たり 60 万円を、要請期間終了を待たずに早期に支給いたします。

詳細は、決まり次第お知らせいたします。
以上です。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、感染症法第 16 条の 2 に基づく協力要請につきまして、福祉保健局長からお願いいたします。

【福祉保健局長】

はい。感染症法に基づく協力要請について、ご報告させていただきます。

まず、入院重点医療機関等についてでございますが、最大確保病床の 6,406 床をすぐに稼働できる「確保病床」とし、加えて、更なる病床確保ができるよう要請したところでございます。

今般、すべての対象医療機関から回答がございました。

これまでの最大確保病床 6,406 床を超え、9 月 9 日に 6,583 床、9 月 30 日には 6,651 床の確保となります。このうち、重症用病床は 503 床でございます。

また、新型コロナの治療後で回復期の患者の転院を受け入れる回復期支援病床は、1,785 床に増加いたしました。

次、お願いします。

続いて、それ以外の機関に対する要請についてでございます。

入院重点医療機関等以外の病院からの回答は、重複の回答も含めまして、「都が要請した施設の運営を行う」とした施設が 18、「人材を派遣する」とした施設が 105 でございました。医師・看護師養成機関からの回答は、重複の回答も含めまして、「都が要請した施設への人材派遣を行う」とした施設が 20、「ワクチン接種への協力を行う」とした施設が 51 でございました。

引き続き、未回答の施設に回答を要請するとともに、回答内容を精査し、ヒアリングや意見交換を経まして、総力戦で医療提供体制の拡充を図ってまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、続きまして、学校の対応につきまして教育長からお願いいたします。

【教育長】

はい。小中学校及び高校の対応についてでございます。

学校におきましては、2学期の開始に当たりまして、オンラインを活用した分散登校や短縮事業、時差通学などの取組を行っておりまして、引き続き、正しいマスクの着用や換気の徹底など、基本的な感染防止の一層の徹底を図ってまいります。

都立高校におきましては、人流抑制の観点から、シルバーウィーク中の平日は、生徒が登校せずオンラインを活用した教育活動を実施してまいります。

また、陽性者が発生した場合に、速やかなPCR検査を受けられる体制を、小中学校、高校及び特別支援学校で整えております。併せまして、抗原簡易キットにつきましても活用してまいります。

保護者の皆様方には、デルタ株対応のチェックリストを活用して、家庭での感染防止の徹底と、児童生徒が少しでも体調が悪い時は、登校を控えていただくようお願いしております。

感染不安等により登校できない児童生徒等につきましては、健康状態の把握とともに、デジタル機器の積極的な活用により学習内容を伝えるなど、子供たちの学びを保障してまいります。

以上でございます。

【危機管理監】

ありがとうございました。

次、本日報告がある局につきましては以上と伺っておりますが、この他にご発言等がある方いらっしゃいますか。

よろしければ、会のまとめといたしまして、本部長からご発言をお願いいたします。

【都知事】

はい。第62回の対策本部会議であります。

先ほど、政府の対策本部会議が開催されまして、東京都に対しましては現在発出されている緊急事態宣言を、9月30日の木曜日まで延長することが決定されました。

都は、この決定を受けまして、現行の緊急事態措置等を延長いたします。

都では、新規陽性者数は減少し始めたものの、極めて高い値が継続しております。入院患者数、そして重症者数も高い水準に留まっております。

今この瞬間も、緊急事態宣言下において、「医療非常事態」が続いているのであります。ここでしっかり人の流れを抑えて、人と人との接触を徹底的に減らしていかなければなりません。

措置等の具体的な内容については、先ほど関係局長から報告があったとおりでございます。

す。

長きにわたってご協力いただいている、都民の皆さん、事業所の皆さん、更なるご負担をおかけすることになりますけれども、もう一段の感染抑制のために、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

なお、飲食店等に対する協力金の支給など、必要な対策を迅速に実施をするために、2,171億円の補正予算を、本日、専決処分により措置をいたします。

この後、都民・事業者の皆様方に対して、改めて呼びかけを行ってまいります。

感染の減少傾向、これを確かなものにして、「医療非常事態」を脱することができますよう、各局と引き続き緊密に連携をして、総力を挙げて対策に取り組んでいただきます。

よろしくお願います。

【危機管理監】

ありがとうございました。

以上をもちまして、第 62 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議を終了いたします。